令和３年第１回知内町議会定例会（２日目）

◎　招集年月日　　令和３年３月１０日（水）
◎　招集の場所　　知内町役場　議場
◎　開会日時　　令和３年３月１０日（水）　午前９時３０分
◎　閉会日時　　令和３年３月１０日（水）　午後１時４１分

◎　出席議員

１番	成澤五郎	７番	笠松悦子
２番	山田顕人	８番	木村　一
４番	五十嵐捷爾	９番	谷口康之
５番	吉田峰一	１０番	伊藤政博
６番	松井盛泰		

◎　会議録署名議員　　８番　木村　一　　９番　谷口康之

◎　欠席議員　　なし

◎　地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した説明員

町長	西山和夫
副町長	大野　樹
総務課長	西野俊一
生活福祉課長	鳴海英人
保健センター長	（鳴海英人）
地域包括支援センター長	（鳴海英人）
税務会計課長	佐藤辰治
産業振興課長	三原知明
政策調整課長	長谷川将之
建設水道課長	佐藤和人
教育長	本間茂裕
学校教育課長	帰山亮一
社会教育課長	松本泰行
スポーツセンター長	（松本泰行）
知内高等学校事務長	南　和敏
学校給食センター長	（帰山亮一）
代表監査委員	西内貞治

◎　本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森永　茂
議事係長	東出朋也

令和３年第１回知内町議会定例会議事日程

（第２号）　　令和３年３月１０日（水）午前９時３０分開議

日　程	議 件 番 号	議　　件　　名
第　１		会議録署名議員の指名　８番、木村一君、９番、谷口康之君
第　２	議案第　９号	知内町まちづくり総合計画の変更について
第　３	議案第１０号	地方自治法第２０３条及び第２０３条の２に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について
第　４	議案第１１号	知内町税条例の一部を改正する条例について
第　５	議案第１２号	知内町子育て支援交付金支給条例の一部を改正する条例について
第　６	議案第１３号	知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
第　７	議案第１４号	知内町介護保険条例の一部を改正する条例ついて
第　８	議案第１５号	知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
第　９	議案第１６号	知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について
第１０	議案第１７号	知内町教育委員会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について
第１１	議案第１８号	知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定について
第１２	議案第１９号	令和３年度知内町一般会計予算について
第１３	議案第２０号	令和３年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について
第１４	議案第２１号	令和３年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について
第１５	議案第２２号	令和３年度知内町介護保険特別会計予算について
第１６	議案第２３号	令和３年度知内町公共下水道事業特別会計予算について
第１７	議案第２４号	令和３年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について
第１８	議案第２５号	令和３年度知内町水道事業会計予算について
		議案第９号から議案第２５号までの１７議案 （一括予算審査特別委員会（付託質疑））

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議　　長（伊藤政博）

おはようございます。

令和３年第１回知内町議会定例会の２日目にお集まりいただきまして、ご苦労様です。今日もよろしくお願い致します。

只今の出席議員数は、９人です。

定足数に達していますので、会議は成立します。
これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議　　長（伊藤政博）
日程第１、『会議録署名議員の指名』を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、８番、木村一君及び９番、谷口康之君を指名します。

● 議案第９号　知内町まちづくり総合計画の変更について

◎ 議　　長（伊藤政博）
次に日程第２、議案第９号、『知内町まちづくり総合計画の変更について』から、日程第１８、議案第２５号、『令和３年度知内町水道事業会計予算について』の１７議案は、いずれも令和３年度予算に関する議案であります。
したがって、この１７議案は一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって、以上の１７議案は、一括議題とすることに決定しました。
これから、議題となった議案第９号から順次、提案理由の説明を求めます。
日程第２、議案第９号、『知内町まちづくり総合計画の変更について』説明を求めます。
政策調整課長。
◎ 政策調整課長（長谷川将之）
議案第９号、知内町まちづくり総合計画の変更について。
知内町まちづくり総合計画を別紙のとおり変更したいので、知内町議会基本条例（平成２０年条例第８号）第８条第１号の規定に基づき、議会の議決を求める。
説明につきましては、予算説明資料見出しナンバー２、政策調整課資料の１ページをご覧ください。今回、変更を行う第６次知内町まちづくり総合計画の変更箇所について概要をご説明致します。第６次まちづくり総合計画においては、平成２８年から令和７年まで１０年の期間設定で策定しておりますが、社会の経済情勢の急激な変化により町の情勢も大きく変化しております。また、今年度、前期５ヶ年の最終年ということもあり、次年度からの後期５ヶ年へ向けて町の目指すべき方向性について、今回、本計画に追加を行うものであります。資料の１ページ、中段、３、本計画変更の主な内容をご覧ください。計画変更の主な内容としまして、この（１）から（５）の５つの課題について町の指針を本計画に追加しております。（１）では、人口減少・少子高齢化の課題についてです。地域を維持するために、就労人口の確保や新しい先端技術であるＩＯＴやＡＩなどを取り入れた政策が必要とされておりま

す。（２）では、小学校の統合についてです。これまで計画では触れておりませんでしたが、現在の少子化の加速により小学校の統合について地域や保護者の方との議論を進めていく必要がございます。次に（３）地域産業の発展・維持についてですが、知内高校生等のＵターンの促進、多業種間での労働力の融通、また農福連携をはじめとした産業と福祉の連携に取り組み就労人口の確保を目指します。（４）については、行政運営の健全化についてであります。今後の将来費用負担などを踏まえ、適正な行財政運営による財政健全化を図るため、昨年策定しました知内町行財政改善計画の確実な遂行を行います。最後に（５）新型コロナウイルス感染症をはじめとした各種感染症の課題についてです。昨年から猛威を振るっております新型コロナウイルス感染症をはじめ、今後も様々な感染症への対応が求められるところであり、本計画に盛り込むものであります。この他の変更としましては、「知内高等学校の在り方の検討について」や「移住・定住に向けたＵＩＪターンの促進」などを追加しております。以上がまちづくり総合計画の主な変更点でございます。

なお、資料の２ページ目からは計画本文の新旧対照表を載せておりますので、ご参照ください。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

●　議案第１０号　地方自治法第２０３条及び第２０３条の２に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第３、議案第１０号、『地方自治法第２０３条及び第２０３条の２に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について』説明を求めます。

総務課長。

◎　総務課長（西野俊一）

議案第１０号、地方自治法第２０３条及び第２０３条の２に定める者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について。

地方自治法第２０３条及び第２０３条の２に定める者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を次のように改正する。めくっていただきまして、地方自治法第２０３条及び第２０３条の２に定める者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例であります。条例の中身につきまして、予算説明資料の見出しナンバー１、総務課の１ページをお開き願いたいと思います。１ページの方にですね、今回、報酬の関係で選挙の関係の費用弁償を改正するもので、従前、現行の方がこちらに書いてある投票管理者が「１０，６００円」だとかいうような記述でしたけども、右の改正案にあるとおりですね、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第１４条に定める額を定めたいと思います。それで次の２ページをお開き願いたいと思います。具体的には現行のですね、金額を今、載せておりますけども、現行で投票管理者でいきますと、今、現行、うちの条例ですと「１０，６００円」ですけども、この国の法律に定める金額でいきますと、２つの区分に分かれておりまして、投票所の投票管理者でいきますと「１２，８００円」、期日前投票所の投票管理者としては「１１，３００円」というような形になっております。それで今回の提案理由ですけ

ども、他町村の近隣町の渡島・檜山管内を調べましたら、ほとんどが国の法律に基づいた金額の記述になっておりました。それで内部の方で協議したところですね、ちょっとうちの方の金額が低かったということがありまして、今回、近隣町に合わせるとともにですね、記述の仕方を国の法律に定める額、これは、国がもし金額変わりましたら自動的に金額も切り替わるというような形にする提案になっております。

附則としまして、この条例につきましては、令和３年４月１日から施行します。説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

只今、議長が議案第１０号の議件名を読み間違えておりますので、訂正させていただきます。正しくは、地方自治法第２０３条及び第２０３条の２に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例であります。訂正よろしくお願い致します。

●　議案第１１号　知内町税条例の一部を改正する条例について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第４、議案第１１号、『知内町税条例の一部を改正する条例について』説明を求めます。

税務会計課長。

◎　税務会計課長（佐藤辰治）

議案第１１号、知内町税条例の一部を改正する条例について。

知内町税条例の一部を次のように改正する。次のページをお開きください。知内町税条例の一部を改正する条例であります。今回の改正につきましては、入湯客数の減少に対し利用の推進により健康増進と福祉の向上を図ることから、入湯税の課税免除規定に宿泊を伴わない６５歳以上の者及び身体障害者、療育・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を加えるものです。

附則としまして、施行期日は、令和３年４月１日となっております。

説明資料見出しナンバー３、税務会計課１ページ及び２ページに概要と新旧対照表を掲載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

●　議案第１２号　知内町子育て支援交付金支給条例の一部を改正する条例について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第５、議案第１２号、『知内町子育て支援交付金支給条例の一部を改正する条例について』説明を求めます。

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

議案第１２号、知内町子育て支援交付金支給条例の一部を改正する条例について。

知内町子育て支援交付金支給条例の一部を次のように改正する。めくっていただきまして、知内町子育て支援交付金支給条例の一部を改正する条例についてですが、知内町子育て支援交付金の支給条例の一部を改正する条例です。現在、出生児１人につき５万円を支給してございますが、その額を７万円に増額する改正でございます。予算説明資料見出しナンバー４、生活福祉課の３ページに新旧対照表がございますので、ご参照ください。

議案に戻っていただいて、附則です。この条例は、令和３年４月１日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

●　議案第１３号　知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第６、議案第１３号、『知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について』説明を求めます。

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

議案第１３号、知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

知内町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

めくっていただきまして、知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。この条例については、予算説明資料見出し４の１２ページで概要を説明致します。見出しナンバー４の１２ページをお願い致します。今回の改正については、地方税法の一部を改正する政令が令和２年９月４日に公布され、国民健康保険税の改正部分については、令和３年１月１日から施行されることとなったための改正でございます。改正内容ですが、給与所得控除額が改正されたことにより軽減判定基準の見直しを行うための改正です。

議案に戻りまして、次のページをお開きください。

附則としまして、施行期日です。この条例は、公布の日から施行し、令和３年１月１日から適用する。

適用区分です。改正後の知内町国民健康保険税条例の規定は、令和３年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和２年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例による。

説明資料１３ページから１８ページに新旧対照表がありますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

●　議案第１４号　知内町介護保険条例の一部を改正する条例について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第７、議案第１４号、『知内町介護保険条例の一部を改正する条例について』説明を求めます。

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

議案第１４号、知内町介護保険条例の一部を改正する条例について。

知内町介護保険条例の一部を次のように改正する。

知内町介護保険条例の一部を改正する条例。この条例については、予算説明資料見出し４の１９ページで概要を説明します。高齢者保健福祉事業及び介護保険事業の第８期計画の策定年度である本年、介護保険料の改正の是非について、介護保険運営協議会において審議を行った結果、今後も介護認定者数の増加、認知症高齢者グループホーム開設に伴うサービス費用の増加、国による診療報酬引き上げを踏まえ、保険料を月額１００円の引き上げで、５，４００円とし、年間保険料基準額を６４，８００円にすることとしました。

なお、低所得者の保険料軽減強化については、政令によって令和２年度と同様の割合で算定します。改正後の第１号被保険者の所得段階と保険料年額については表のとおりです。

資料２０ページには軽減割合が記載してございます。

議案に戻りまして、附則です。施行期日、この条例は、公布の日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

経過措置です。この条例による改正後の介護保険条例第４条の規定は、令和３年度以後の年度分の保険料について適用し、令和２年度までの保険料については、なお、従前の例による。

なお、説明資料２１ページから２２ページに新旧対照表がございますので、ご参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。

●　議案第１５号　知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第８、議案第１５号、『知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について』説明を求めます。

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

議案第１５号、知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について。

知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を次のように改正する。

めくっていただいて、知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例。この条例については、予算説明資料見出し４の２３ページで概要を説明します。介護保険事業計画期間に合わせ、３年に一度、大規模に行われる厚生労働省令の改正を受け、該当する基準条例の改正を行うものです。

第１条では、知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正を。

第２条では、知内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正。

第３条では、知内町指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の改正を。

第４条では、知内町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の改正を行うものです。主な内容としましては、感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、ハラスメント対策の強化、会議や多職種連携におけるＩＣＴの活用、高齢者虐待防止対策の強化などに関連する部分の改正となっております。

議案に戻りまして、３０ページをお開きください。附則としまして、施行期日です。第１条、この条例は、令和３年４月１日から施行する。ただし、第４条中指定居宅介護支援等基準条例第１４条第２０号の次に１号を加える改正規定は、同年１０月１日から施行する。以下、２条から１１条まで改正に係る経過措置が記載されております。なお、説明資料３４ページから１２５ページに新旧対照表がありますので、ご参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

●　議案第１６号　知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第９、議案第１６号、『知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について』説明を求めます。

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

議案第１６号、知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について。

知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を別紙のとおり策定したいので、知内町議会基本条例（平成２０年条例第８号）第８条第２号の規定に基づき、議会の議決を求める。

お手元にお配り致しました第８期計画について内容を説明させていただきます。

１ページから３ページまでは、第１章の計画の基本的事項となっております。第８期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定については、平成１２年に介護保険制度が施行され、当時、９００万人だった７５歳以上の高齢者が、団塊の世代が後期高齢者となる令和７年には２，１８０万人を突破することが見込まれております。このような状況を踏まえ、知内町の高齢者が健康で生きがいを持ち、安心していつまでも住み慣れた地域で暮らせるように『一人ひとりが笑顔あふれ　心豊かでぬくもりのあるまち』を目指し、必要なサービス提供体制の整備や取組むべき方策を、この度「第８期知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」により展開を図ろうとするものです。策定にあたり、介護保険運営協議会を３回開催し、検討を重ねてきたところであります。本計画は、老人福祉法第２０条の８及び介護保険法第１１７条に基づき策定するもので、計画の期間は、令和３年度から令和５年度までの３年間としております。

４ページからの第２章では高齢者の現状と将来推計について記載してございます。町の人

口は、年々減少しており、計画最終年の令和５年では人口は約３，９６０人となり、高齢化率は４２％を超える見通しとなっております。また、介護認定者数においても増加します。

１３ページからは、在宅介護実態調査による集計結果をグラフ化したものです。

２２ページからは、第３章として、計画推進のための基本理念及び目標について記載しております。第８期計画では、第７期計画と同様『一人ひとりが笑顔あふれ　心豊かでぬくもりのあるまち』を基本理念とし、大きく４つの基本目標を設定し、引き続き取り組んでいく内容となっております。

２６ページからの第４章、高齢者保健福祉事業及び３４ページからの第５章、介護サービスの現状と将来計画についても、第７期計画と内容は大きく変わるものではありません。引き続き事業の充実を図りながら取組んで参ります。

３９ページでは、介護サービス費の現状と将来推計を記載してございます。令和２年４月に開設した認知症高齢者グループホームの影響により、居宅サービス分が増加する見込みです。

４３ページからは、第６章として、地域支援事業について記載しております。介護予防・日常生活支援総合事業並びに包括的支援事業、任意事業については、引き続き事業実施し支援を行います。

４６ページからは、第７章として、地域包括ケアシステム構築に向けてについて掲載しております。ここでは、医療介護連携推進事業や認知症施策の推進などについて記載しております。

５３ページからは、第８章として、計画期間における介護保険費用額について記載してございます。標準給付額の見込額では、介護認定者数の増、認知症高齢者グループホーム開設に伴うサービス費用の増、国による診療報酬引き上げ等を勘案した結果、第８期計画での介護給付サービス費及び地域支援事業費の総額は１５億６，９７５万６千円の見込額となり、第７期計画の標準給付額と比較し、１億５，３８２万円の増額となる見込みです。これにより算出した結果、保険料を月額１００円の引き上げで５，４００円とし、年間保険料基準額を６４，８００円に改正するものです。

５５ページには、所得段階設定及び年間保険料の表を掲載しております。最後に第９章です。計画推進に向けて、関係部署や地域関係機関との連携を図り、町民との協働を築いて参ります。

以上で知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の第８期計画の策定についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

●　議案第１７号　知内町教育委員会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１０、議案第１７号、『知内町教育委員会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について』説明を求めます。

学校教育課長。

◎　学校教育課長（帰山亮一）

議案第１７号、知内町教育委員会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてです。

知内町教育委員会委員の定数を定める条例の一部を次のように改正する。次のページをお開きください。知内町教育委員会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例。知内町教育委員会委員の定数を定める条例（平成２１年条例第１０号）の一部を次のように改正する。第１条中「５人」を「４人」に改める。第１条の規定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、教育委員の定数を定めるものですが、渡島管内の各市町の教育委員会の定数の実態に合わせ、４名に改めるものであります。

附則と致しまして、この条例は、令和３年４月１日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

●　議案第１８号　知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１１、議案第１８号、『知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定について』説明を求めます。

社会教育課長。

◎　社会教育課長（松本泰行）

議案第１８号、知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定について。

地方自治法第２４４条の２第６項及び知内町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第３条の規定に基づき、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記と致しまして、１、公の施設の名称です。知内町青少年交流センター。２、指定管理者の名称、株式会社スリーエス。３、指定期間は、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までです。説明は以上です。

●　議案第１９号　令和３年度知内町一般会計予算について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１２、議案第１９号、『令和３年度知内町一般会計予算について』説明を求めます。

本件は初めに、令和３年度知内町一般会計予算の編成について、副町長から説明を求め、その後、歳出から款毎に順次、担当課長より説明を求めます。

次に歳入等の説明については、総務企画課長。この順で行います。

最初に令和３年度一般会計予算の編成について、副町長から説明を求めます。

副町長。

◎　副 町 長（大野　樹）

お手元に配布の「予算の編成について」という資料をご覧いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは、令和３年度一般会計予算の編成について。

１、予算編成の基本的な考え方。当町の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にありますが、先行きについては感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、各種政策の実施により持ち直していくことが期待されます。

一方、当町の財政は、歳入では地方交付税が減少してきており、歳出においては社会保障関係経費や公共施設の維持管理経理の負担が増加を続けています。そうした状況における一般財源の不足に対応するため、平成２５年度より財政調整基金の繰入れを行ってきましたが、令和２年度は財産売払収入などにより、令和２年度末で財政調整基金残高は約３億円となる見込みであります。毎年度、公共施設等整備基金等を繰り入れしていることから基金全体の残高が年々減少してきており、依然厳しい状況が続いているところです。本年度の一般会計では地域経済のさらなる活性化を図るための各種産業振興施策の展開と住民福祉増進のための施策に要する財源を確保する一方で、昨年策定した知内町行財政改善計画に基づき職員旅費や需用費などの一般事務経費の削減や、組織体制の見直しとして新規採用職員の抑制や会計年度任用職員配置の適正化を実施し、一般行政経費の抑制に努め、財政調整基金の繰り入れを最小限に抑えるなど、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政運営を意識した予算編成と致しました。

令和３年度予算を編成するにあたり歳出面では、本年度実施予定の普通建設事業につきましては、補助事業は１億５，４００万円、単独事業は８億６，６００万円を計上致しました。内容については、しりうち認定こども園整備事業６億６，９００万円、公営住宅等改修工事１億４，８００万円、中央公民館照明器具ＬＥＤ化事業４，７００万円など、主に公共施設の建設及び維持補修事業となっております。

今後も公共施設の改修等を計画的に実施する必要があることから、緊急性に配慮しつつ事業実施の優先度を判断し、普通建設事業費の平準化に努めた予算編成をおこなっていきます。

公債費につきましては、前年度当初比１，６００万円減の５億７，６００万円となっております。減少の要因と致しましては、学校教育施設等整備事業債（中学校校舎改築Ｒ２完納）及び臨時財政対策債の償還金額の減少によるものです。公債費残高につきましては増加傾向にあり、令和３年度末は、前年度末比４億４，５００万円増の５０億３，９００万円となる見込みであります。

歳入面では、町税につきましては、固定資産税は評価替えの実施により評価額が減価し減収が見込まれており、町税全体で前年度当初比２，１００万円減の７億３，７００万円を見込んでおります。

地方交付税につきましては、令和２年度に国勢調査が実施されたことにより、対象人口の減少及び地方財政計画を基本としつつ当町の特殊事情を勘案し、交付基準額を前年度交付見込額より６，７００万円減の１６億６，０００万円と試算しました。また、普通交付税の試算に関連して臨時財政対策債を１億２，０００万円、特別交付税を１億円と試算しております。

基金繰入金につきましては、公共施設の改修事業等に公共施設等整備基金３，６００万円、教育支援事業等に教育振興基金５，０００万円を充当するなど各種基金の目的に沿った事業

へ充当するため繰入れすることとしております。

以上、令和３年度予算編成の概要についてご説明致しましたが、当初予算規模は前年度当初比６億３，２００万円増（伸率１６．０％）の４５億８，２００万円、これに補正予算による計上予定額を３億５，５００万円見込んだ結果、４９億３，７００万円となっております。

なお、主な事業につきましては「令和３年度予定事業調」資料を参照願います。

２としまして、令和３年度当初予算の概要であります。１の総額につきましては４５億８，２００万円、前年当初比６億３，２００万円増の伸率１６．０％であります。

２の歳入であります。（１）町税、総額で７億３，７００万円。前年当初比２，１００万円減の伸率２．８％のマイナスであります。町民税につきましては２億２００万円。うち個人町民税につきましては１億５，２００万円、固定資産税については４億８，２００万円。

（２）地方交付税の総額は１７億６，０００万円。うち当初予算計上額は１７億３，２００万円。前年当初比で２，３００万円の減、伸率でマイナス１．３％。

（３）国庫支出金で総額２億７，８００万円。前年当初比で７，１００万円の増、伸率で３４．３％であります。主な計上額につきましては、障害者介護給付・訓練費等給付費負担金が７，４００万円。それから新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金まで１，５００万円まで記載のとおりでございます。

（４）道支出金、総額２億７００万円で、前年当初比１，７００万円の増で、伸率８．９％であります。主な計上額につきましては、障害者介護給付・訓練費等給付費負担金が３，７００万円から地域づくり総合交付金の２，９００万円まで記載のとおりとなってございます。

（５）繰入金であります。総額１億６，５００万円。前年当初比２，６００万円の減で、伸率マイナス１３．６％であります。主な計上額につきましては、財政調整基金繰入金が３，７００万円。農林漁業振興基金繰入金が１，３００万円。教育振興基金繰入金が５，０００万円。公共施設等整備基金繰入金が３，３００万円であります。

（６）町債の総額は９億７，０００万円で、前年当初比５億９００万円の増で、伸率１１０．４％となっております。主な計上額につきましては、臨時財政対策債１億２，２００万円から過疎対策債４，６００万円まで記載のとおりでございます。

３の歳出であります。（１）人件費でありますが、給与・各種報酬等含めまして、総額８億１，５００万円。前年当初比６００万円減の伸率マイナス０．８％であります。

歳出のうち義務的な経費である人件費については、これまで同様適正な定員管理に配慮し、その増加の抑制に努めることを基本として参ります。

なお、令和３年度においては退職者３名に対し新規採用職員１名を予定しており、また、会計年度任用職員を１０名から８名に削減するなど人件費の抑制をおこなっております。

（２）一般行政経費であります。一般行政経費は、これまでも経費全般にわたる節減合理化に努力して参りました。本年度予算編成にあたっては、義務的経費を除いた予算額について前年度よりも削減する目標を掲げ、旅費や一般事務費について更なる効率化、節減の余地がないかを点検して参りました。

物件費については、ふるさと納税返礼に係る事務費や新型コロナウイルス感染症予防接種に係る事務費などを算入したことにより増額となっております。また、維持補修費についても、公共施設の老朽化により年々増加しています。

今後は、更に公共施設やインフラの更新が多大な財政負担となることが予想されることか

ら、各公共施設の将来的な需要を的確に見極め、公共施設長寿命化計画により、新たな時代を見据えた公共施設等のあり方を検討して参ります。

一部事務組合負担金を除いた補助費については、各種補助金等の必要性や公益性、投資効果を日常的に点検し、より効果的な執行に努めて参ります。

（ア） 物件費でありますが、当初予算計上額は８億５００万円であります。前年当初比１億１，０００万円増の伸率１５．７％。

（イ） 維持補修費で当初予算計上額は、１億１，５００万円。前年当初比で９００万円増の伸率８．７％。

（ウ） 扶助費で当初予算計上額は、２億２，７００万円。５．１％の伸びであります。

（エ） 補助費につきましては、６億４，７００万円で前年度より６．４％マイナスとなっております。

以下、款別予算計上の主な内容は、次のとおりであります。

２款の総務費で、総額３億７，５００万円で前年当初比７，７００万円の増で、伸率２５．８％であります。主な計上事業費については、ふるさと納税推進事業で１億５，０００万円。新型コロナウイルス感染症対策支援事業１，５００万円まで記載のとおりでございます。

３款の民生費の総額は、１２億２，９００万円。前年当初比で６億８，０００万円の増で、伸率１２３．９％であります。主な事業につきましては、認定こども園整備事業で６億６，９００万円。放課後児童健全育成事業の６００万円まで記載のとおりでございます。

４款の衛生費につきましては、総額２億５，０００万円で前年当初比４，５００万円の増で、伸率２２．０％であります。主な事業につきましては、清掃費で１億３，６００万円から知内診療所医療機器委託等事業１，７００万円まで記載のとおりでございます。

６款の農林水産業費の総額は、２億６００万円で前年当初比２，９００万円の減で、伸率マイナス１２．３％であります。主な計上事業費につきましては、国営土地改良事業地元負担金償還事業で３，１００万円からウニ養殖籠新技術軽労化対策事業６００万円までの事業となっております。

７款につきましては、商工費総額４，４００万円で前年当初比５００万円の減で、伸率はマイナス１０．２％であります。主な事業につきましては、商工会指導助成事業で７００万円。こもれび温泉設備管理事業で１，０００万円。

８款の土木費の総額は、４億８００万円。前年当初比８，４００万円の増で、伸率２５．９％であります。主な事業につきましては、下水道・農業集落排水事業特別会計繰出金に１億２，６００万円から公営住宅改修工事１億４，８００万円まで記載のとおりでございます。

９款の消防費につきましては、総額２億６，０００万円。前年当初比で２，１００万円の減で、伸率マイナス４５．１％であります。主な事業は、庁舎内の防災対策に係る機器移設事業で９００万円から渡島西部広域事務組合負担金２億２，９００万円まで記載のとおりでございます。

１０款の教育費で、総額４億６，３００万円で、前年当初比で１，９００万円の増、伸率４．３％。主な計上事業につきましては、ＡＬＴ派遣事業６００万円から中央公民館照明器具ＬＥＤ化工事４，７００万円まで記載のとおりとなっております。

１２款の公債費につきましては、総額５億７，６００万円。前年対比マイナス２．７％。

１３款の職員等給与費で、総額７億２，９００万円で前年比で５００万円の減でマイナス

０．７％となっております。

なお、８ページには各会計別予算一覧表、令和２年度と３年度の増減額及び増減の率を記載しております。また、交付税及び臨時財政対策債の比較も載せておりますので、ご参照願います。

以上で終わります。ありがとうございました。

◎　議　　長（伊藤政博）

予算編成の考え方について、副町長の説明が終わりましたので、次に総務課長より順次、説明を求めます。

まず、総務課長。

◎　総務課長（西野俊一）

それでは、一般会計予算書の方、ご覧いただきたいと思います。

議案第１９号、令和３年度知内町一般会計予算について。

令和３年度知内町一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算です。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４５億８，２３２万６千円と定める。

２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

地方債です。第２条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債」による。

一時借入金です。第３条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、５億円と定める。

歳出の方からご説明致しますので、９５ページお開き願いたいと思います。９５ページ、１款１項１目議会費に４，０２４万６千円を計上。前年度対比２５８万６千円の減で、主な要因は、議員報酬等の減と、研修旅費の増により差引分となっております。

続きまして、９６ページです。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費に５，２５８万４千円を計上。前年度対比２１４万４千円の減で、主な要因は、行財政改善計画に基づく事務経費の削減分と、１８節負担金補助及び交付金で、社会保障・税番号制度自治体中間サーバー利用負担金の減によるものです。

なお、これ以降、事務経費の削減分は詳細説明を省略させていただきますので、よろしくお願い致します。

続きまして、９８ページです。２目会計管理費に１２７万４千円を計上。前年度対比６９万７千円の増で、主な要因は、１１節役務費で、口座振替手数料等が増。１３節使用料及び賃借料で、口座振替システム利用料が新たに増えたことによるものです。

続きまして、９９ページ、３目財産管理費に２，９０１万８千円を計上。前年度対比３３０万２千円の減で、主な要因は、事務経費の削減分と、１４節工事請負費で、昨年度計上していました庁舎防火戸他修繕工事の分が減。更に１７節備品購入費で、昨年計上しておりました自動体外式除細動器（ＡＥＤ）分が減。それから１２節委託料で、公共施設等総合管理計画更新業務委託料が新たに増となっております。

続きまして、１０１ページです。４目財政調整基金費に４，２９３万６千円を計上。前年度対比２，９５４万１千円の増で、主な要因は、２４節積立金で、ふるさと創生事業基金積

立金が増、再生可能エネルギー農山漁村活性化基金積立金が昨年度は年度途中に補正しておりましたが、今年度は当初から計上したことによるものです。

続きまして、１０２ページ、５目公平委員会費に１万１千円を計上。前年度と大きく内容は変わっておりません。

続きまして、１０３ページ、６目企画総務費に５２万円を計上。前年度対比１，３４３万９千円の減で、主な要因は、１８節負担金補助及び交付金で、昨年計上していました木古内松前線運行バス車両更新助成負担金分が減。例年当初に計上していました知内町ふるさと創生事業補助金が補正対応となったことから減となっております。

続きまして、１０４ページ、７目広報費に３７３万３千円を計上。前年度対比８８万９千円の増で、主な要因は、１０節需用費で、印刷費と車検整備費が増。１２節委託料で、知内町Webサイト拡充事業委託料が新たに増となっております。

続きまして、１０５ページ、８目交通安全対策費に４４３万９千円を計上。前年度と内容は大きく変わっておりません。

続きまして、１０６ページ、９目環境対策費に４０１万８千円を計上。これも前年度と大きく内容は変わっておりません。

１０７ページ、１０目地域会館管理費に１，０３３万４千円を計上。前年度対比７０４万円の減で、主な要因は、１２節委託料で、昨年計上していましたきらく町内会館改築工事実施設計業務委託料分が減。１４節工事請負費で、昨年計上していました涌元漁村環境改善センター集会室照明器具ＬＥＤ化工事分が減となっております。

続きまして、１０８ページです。１１目自治振興費に１億６，２５２万９千円を計上。前年度対比７，０２６万８千円の増で、主な要因は、ふるさと納税推進に係る謝礼品購入費等の経費の増や事業推進費が大幅に増えたことによるものであります。

続きまして、１１０ページ、１２目職員厚生管理費に２４３万４千円を計上。前年度と大きく内容は変わっておりません。

続きまして、１１１ページ、１３目マイクロバス運営費に２９１万７千円を計上。これも前年度と大きく内容は変わっておりません。

それから１１２ページ、１４目諸費に２００万円を計上。前年度と同額となっております。

続きまして、１１３ページ、１５目地域創生推進費に５７６万４千円を計上。前年度とほぼ同額となっておりますが、移住相談会の旅費や会場使用料を減額し、その分を広告費に振り替えております。

続きまして、１１４ページ、１６目新型コロナウイルス感染症対策費に１，５００万円を計上。前年度は全て補正対応でしたが、今年度は当初から実施できる事業を計上しており、観光促進事業助成金は観光関連事業者の支援として「しりうち割」の第２弾を行うもの。新分野進出・新商品開発等支援事業補助金は、感染拡大の影響を受けた事業者が新たに事業展開した際の経費を支援する新規事業。更に地域経済循環事業補助金は、地域製品を活用した建築工事等を行う方へ支援する新規事業となっております。

続きまして、１１５ページ、２項徴税費、１目税務総務費に９２万７千円を計上。前年度と大きく内容は変わっておりません。

１１６ページです。２目賦課徴収費に１，４０６万１千円を計上。前年度対比１５２万３千円の減で、１２節委託料で、昨年計上していました地番図システム導入業務委託料分が減。

１７節備品購入費で、昨年計上していました航空写真分が減となっております。

続きまして、１１７ページ、３項１目戸籍住民登録費に９７３万２千円を計上。前年度対比１，６７２万６千円の減で、主な要因は、１２節委託料で、昨年計上していました戸籍附票システム改修事業委託料と戸籍更新事業委託料分が減となっております。

続きまして、１１８ページ、４項選挙費、１目選挙管理委員会費に１１０万７千円を計上。前年度と大きく内容は変わっておりません。

続きまして、１１９ページ、２目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費に７６４万９千円を計上。今年度に予定されております総選挙に対応して計上しております。

続きまして、１２０ページ、５項統計調査費、１目人口農林商工教育統計調査費に１００万円を計上。前年度対比２８４万円の減で、主な要因は、昨年計上していました国勢調査に係る分が大幅に減となっております。

続きまして、１２１ページ、６項１目監査委員費に１１４万４千円を計上。前年度と大きく内容は変わっておりません。

続きまして、飛んでいただきまして、１７３ページお願い致します。１７３ページです。９款１項１目消防費に２億２，８９６万３千円を計上。前年度対比４６万３千円の減で、主な要因は、１８節負担金補助及び交付金の渡島西部広域事務組合負担金で、昨年の消防司令車購入とＡＥＤ導入分が減。今年新たに大型高所放水車の修繕費と消防庁舎のシャッター改修工事等分が増となっておりまして、差引分となっております。

続きまして、１７４ページ、２目災害対策費に３，０８７万４千円を計上。前年度対比２億１，３３０万５千円の減で、主な要因は、１２節委託料で、昨年計上していました防災行政無線更新委託事業に係る分が減。今年新たに防災ハザードマップ作成委託料と防災情報システム委託料が増。更に１４節工事請負費で、アナログ防災行政無線撤去工事と庁舎災害対策機器移設工事、更に防災倉庫設置工事分が増となっておりまして、差引分となっております。

続きまして、２０４ページをお開きください。２０４ページ、１２款１項公債費、１目元金に５億５，７０２万４千円を計上。前年度対比１，３０３万７千円の減で、主な要因は、先ほど副町長から「予算編成の基本的な考え方」でご説明しましたとおり、学校教育施設等整備事業債の完済と臨時財政対策債の償還減少によるものです。

続きまして、２０５ページ、２目利子に１，８６３万９千円を計上。前年度対比３２６万７千円の減で、同じく起債完済と償還の減少によるものです。

続きまして、２０６ページです。１３款１項１目職員等給与費に７億２，８７１万５千円を計上。前年度対比５１１万１千円の減で、主な要因は、職員数の減と退職者と新規採用者の給与等の差による減などです。

なお、予算書の２０９ページから２１３ページに人件費の内訳や増減の内訳を記載していますので、後ほどご参照願います。

続きまして、２０８ページ、１４款１項１目予備費に３００万円を計上。前年度と同額となっております。

以上、総務課関係は説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

ここで、暫時休憩致します。

再開は、１０時４５分と致します。

（　休憩　午前１０時２７分　）

（　再開　午前１０時４５分　）

◎　議　　長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

続いて、生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

１２２ページをお開きください。３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費に３，８２７万１千円の計上。前年度比６２９万６千円の減で、要因は、２７節繰出金で、国民健康保険特別会計への繰出金が減額となったことによるものです。

１２３ページです。２目国民年金費に３２万９千円の計上。前年度比１７万３千円の減で、年金生活者支援給付金システムの改修費が減額となったことによるものです。

１２４ページです。３目老人福祉費に１億５６９万６千円の計上。前年度比４３８万３千円の減で、主な内容は、１０節需用費で、高齢者の集いの実施内容の見直しによるもの。１３節使用料及び賃借料で、温泉施設入浴助成分使用料が券１枚を１５０円の入浴助成券とすることによる減少。また、北海道後期高齢者医療広域連合負担金の減少によるものです。

次に１２６ページです。４目心身障害者特別対策及び母子等福祉費に１億７，１４８万８千円の計上。前年度比１，３６３万１千円の増で、主な内容は、１９節扶助費で、障害者介護給付費・訓練等給付費で対象者の増、及び給付単価の増加によるものです。

１２８ページです。５目介護保険費に９，８５４万１千円の計上。前年比３１１万１千円の増額で、１２節委託料で、居宅介護支援事業所運営業務委託料の２００万円を介護保険特別会計から支出することによる減と、２７節繰出金で、低所得者保険料軽減負担金により特別会計の繰出が５１１万１千円の増額となったためです。

１２９ページです。２項児童福祉費、１目児童福祉総務費に１，８２１万９千円の計上。前年度比９１万円の減で、１８節負担金補助及び交付金の子育て支援交付金の改定により４０万円の増額。１９節扶助費で、子ども医療費分が前年度の実績見込により減となるものです。

１３０ページです。２目児童措置費に１億２，６３０万３千円の計上。前年比５４１万７千円の増で、主な内容は、１２節委託料で、保育園の入所児童の増加と低年齢の児童の割合が増加していることによるものです。

１３１ページです。３目認定こども園費は令和４年度に開設する認定こども園の建設に係る予算で６億６，９３６万７千円の計上です。詳細につきましては、予算説明資料見出し４、生活福祉課１２６ページをご参照ください。

１３２ページです。３項１目災害救助費に前年度と同額の３０万円の計上です。

次に１３３ページです。４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費に２５４万５千円の計上。前年比４万５千円の減で、内容については、前年度と大きく変わりません。

１３４ページです。２目予防費に５，５９７万１千円の計上。前年比２，８３１万７千円の増額で、内容については、新型コロナワクチン接種に係る予算額が３，１４４万９千円の計上となっております。その他は前年度と大きく変わるものではありません。新型コロナワクチン接種の内容については、別紙でお配りした資料をご覧ください。

次に１３６ページです。３目環境衛生費に８５０万８千円の計上。前年比２７９万円の増で、主な内容は、蜂巣駆除の委託料を当初予算で計上したこと。また、１８節負担金補助及び交付金で、木古内火葬場の改修工事により利用負担金が増額となったことによるものです。

１３７ページです。４目診療所費に１，１３９万４千円の計上。前年比２万８千円の増額ですが、予算案作成時期には令和３年度の湯ノ里診療所の運営内容が確定していなかったことから前年並みに概算計上しましたが、４月からは院外処方となるなど変更が生じるため、早い時期に予算補正の対応を予定しておりますので、よろしくお願い致します。

１３８ページです。５目保健医療総合センター管理費に２，７３７万３千円の計上。前年比１，６３３万３千円の増額です。１２節委託料で、知内診療所の医療機器等の保守業務に５８１万８千円。１３節使用料及び賃借料で、ＣＴやエックス線撮影機などのリース料で１，１２１万３千円の増額となっております。

１３９ページです。２項１目清掃費に１億４，０６１万８千円の計上。前年比２５２万３千円の減で、１８節負担金補助及び交付金で、渡島西部並びに渡島廃棄物処理広域連合への負担金が減額となったことによるものです。

１４０ページです。３項１目上水道費に前年同額の３７３万５千円の計上です。

以上で生活福祉課関係の説明を終わらせていただきます。

◎　議　　長（伊藤政博）

続いて、産業振興課長。

◎　産業振興課長（三原知明）

産業振興課関係の予算をご説明致します。

１４１ページをお開きください。５款１項１目労働費に２２万７千円を計上。前年度比８万９千円の減で、内容は大きく変わっておりません。

次に１４２ページ、６款農林水産業費、１項農業費、１目農業委員会費に６３３万９千円を計上。前年度対比２０２万９千円の増で、１７節備品購入費で、農地台帳システムの更新費用を計上したことによるものです。

１４３ページ、２目農業総務費に５０万１千円を計上。前年度と同様の内容でございます。

１４４ページ、３目農業振興費に７，８２５万３千円を計上。前年度比１，４３２万９千円の減で、主な要因は、１８節負担金補助及び交付金で、昨年計上しておりました、ほうれん草生産施設に関する産地パワーアップ事業が終了したことによるものです。

次に１４５ページ、４目農地費に６１４万２千円を計上。前年度対比１，０３１万６千円の減で、主な要因は、昨年計上しておりました上雷地区で実施した農地耕作条件改善事業が終了したことによるものです。

次に１４６ページ、５目畜産振興費に３万７千円を計上。前年度対比１万５千円の減で、内容は大きく変わっておりません。

次に１４７ページ、６目農村活性化センター・公園管理費に１６０万６千円を計上。前年度対比１４万３千円の減で、内容は大きく変わっておりません。

次に１４８ページ、７目知内ダム管理費に１，９５１万６千円を計上。前年度対比１００万３千円の減で、主な要因は、１４節工事請負費で、経年劣化に伴い凍結防止装置及び係船施設の制御盤更新工事を新たに計上する一方で、昨年実施しましたダム警報車の購入及び堆砂量調査が完了したことによるものです。

次に１４９ページ、２項林業費、１目林業総務費に４４万６千円を計上。前年度対比１万７千円の減で、内容は大きく変わっておりません。

次に１５０ページ、２目林業振興費に２，８１１万９千円を計上。前年度対比８４８万５千円の増で、主な要因は、１２節委託料に、新たな森林管理システム事業として森林・所有者調査委託料及び森林現況基礎資料作成業務委託料を追加したほか、１８節負担金補助及び交付金で、私有林の森林整備のうち、国補助の採択条件に乗れない事業への補助金として私有林整備事業補助金を追加したことによるものです。

次に１５１ページ、３目造林事業費に３，５６２万６千円を計上。前年度対比２６５万２千円の増で、主な要因は、１２節委託料で、林業専用道成田の沢線設計委託料を計上したことによるものです。

次に１５２ページ、４目水源林造成事業費に８万２千円を計上。前年度対比４千円の減で、内容は大きく変わっておりません。

次に１５３ページ、５目治山事業費に１１万６千円を計上。前年度と同様の内容でございます。

次に１５４ページ、３項水産業費、１目水産業総務費に３４５万９千円を計上。前年度対比１万５千円の減で、内容は大きく変わっておりません。

次に１５５ページ、２目水産振興費に１，０７３万６千円を計上。前年度対比５８３万５千円の減で、主な要因は、１８節負担金補助及び交付金で、異物が付着しづらいウニ籠への更新を支援するため、ウニ養殖籠新技術軽労化対策事業補助金を新たに追加する一方で、昨年実施しました海水殺菌装置導入助成事業や漁業競争力強化型機器等導入助成事業が完了したことによるものです。

次に１５６ページ、４項１目ものづくり産業振興費に１，２４７万８千円を計上。前年度対比１，０００万円の減で、主な要因は、補助対象事業の一部が完了したことによるものです。

次に１５７ページ、５項地域産業担い手対策費、１目地域産業担い手対策事業費に１１１万円を計上。前年度対比８万６千円の減で、内容は大きく変わっておりません。

次に１５８ページ、２目地域産業担い手センター施設管理費に１３２万６千円を計上。前年度対比４１万７千円での減で、前年度まで委託により実施しておりました草刈り等の環境整備事業を廃止しております。

次に１５９ページ、７款１項商工費、１目商工総務費に４２万１千円を計上。前年度対比２万７千円の増で、内容は大きく変わっておりません。

次に１６０ページ、２目商工振興費に９４６万８千円を計上。前年度対比１５３万２千円の減で、主な要因は、１８節負担金補助及び交付金で、商工会への助成金である商工振興指導助成金及び外国人技能実習生受入助成金が減となったことによるものです。なお、「食」のスポットかき小屋知内番屋ですが、指定管理者であります江差福祉会の運営によりまして今年５月の開店を予定しております。

次に１６１ページ、３目観光費に３４１万９千円を計上。前年度対比４８７万３千円の減で、主な要因は、昨年計上しておりました地域おこし協力隊の採用に要する経費の計上を取りやめたこと。また、しりうち観光推進機構運営助成金が減となったことによるものです。

次に１６２ページ、４目公園管理費に４００万６千円を計上。前年度対比１１９万円の増

で、主な要因は、１０節需用費における維持補修費の増によるものです。

次に１６３ページ、５目物産館管理費に１，５７９万１千円を計上。前年度対比２万８千円の増で、内容は大きく変わっておりません。

次に１６４ページ、６目健康保養センター管理費に１，０５７万９千円を計上。前年度対比５３万８千円の減で、主な要因は、１２節委託料において、配管等の衛生管理のため、配管等薬液洗浄業務委託料を追加する一方、１８節負担金補助及び交付金で、維持管理負担金が減となることによるものです。

以上で産業振興課の説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

続いて、建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐藤和人）

建設水道課関係の予算でございます。

１６５ページになります。８款土木費、１項土木管理費、１目土木総務費は２０万４千円で、前年より１万６千円の増額で、内容について大きく変わるものではございません。

１６６ページをご覧ください。２目下水道整備費は１億３，１２６万円で、前年度より４４４万８千円の増額であります。これは、１８節負担金補助及び交付金で、５４９万３千円で浄化槽設置補助金において、昨年の実績を考慮しまして、今年度５人槽３基、７人槽２基分の補助金の増額であります。また、２７節繰出金で、公共下水道及び農集排特別会計へ繰出金３８５万円の増額であります。

１６７ページになります。２項道路橋梁費、１目道路橋梁総務費は１８６万４千円で、前年度より８９万３千円の増額であります。主な要因と致しまして、１０節需用費で、公用車の修理費増。１３節委託料で、道路台帳異動処理委託料の計上です。昨年度は計上ありませんでしたが、今年度、出石５号線におきまして敷地の変更に伴う修正が必要になったことから７０万円の計上であります。

１６８ページをお開きください。２目道路維持費は６，６７１万円で、前年度より８９８万２千円の減額であります。これは、１２節委託料で、町道元町線外舗装補修調査設計委託料で４００万円の増額。また、元町線知内駅停車場線で経年劣化による舗装の状況の調査と補修設計を実施する費用であります。また、１４節工事請負費で、昨年度より１，２６０万減額です。これは、昨年度まで実施しておりました区画線引工事等の終了によるものであります。

１６９ページであります。３目橋梁維持費で１，１０９万３千円になります。前年度より１，０４６万９千円の増額であります。これは、１２節委託料で、５年に一度の法定点検費用で今年度２３橋分で１，０５０万円の計上であります。点検橋梁及び点検箇所につきましては、建設課説明資料見出しナンバー６、３ページをご参照願います。

続きまして、１７０ページになります。４目道路橋梁改良工事費は８０万９千円で、前年より１万円の減額で、内容につきましては、大きく変わるものではございません。

続きまして、１７１ページをご覧ください。３項河川海岸費、１目河川総務費で４，３９９万５千円です。前年度より３，９６３万円の増額であります。主な要因と致しまして、１２節委託料で、氾濫防止のために準用河川新重内川で河道内に堆積しました土砂量の把握のために調査費６５０万円を計上。また、１４節工事請負費で、昨年度に引き続きまして、準

用河川外記川及び山栗川で河道内の掘削を引き続き実施する費用として３，３００万円を計上するものであります。外記川、山栗川の工事区間等につきましては、建設課説明資料見出しナンバー６の４ページをご参照願います。

続きまして、１７２ページになります。４項住宅費、１目住宅管理費で１億５，１９８万９千円になります。前年度より３，７６４万５千円の増額であります。主な要因と致しまして、昨年度実施致しました１２節委託料で、スミレ団地の改修実施設計終了による減。増額と致しまして、１４節工事請負費で、スミレ団地Ａ棟の老朽化した内部及びあけぼの団地Ｃ棟、湯の里団地Ｃ棟の外壁、内部の共有部の塗装及び防水工費用として１億４，８００万を計上したものであります。工事箇所、工事方法につきましては、建設課説明資料見出しナンバー６、５ページ、６ページ、７ページをご参照願います。

続きまして、飛びますが、２０３ページをお開きください。１１款災害復旧費、２項公共土木施設災害復旧費、１目土木施設災害復旧費で１４万３千円となります。前年より９万６千円の増額となります。これは、１８節負担金補助及び交付金の増額によるもので、北海道の建設海岸災害復旧工事の負担金の増額によるものです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

続いて、学校教育課長。

◎　学校教育課長（帰山亮一）

それでは、教育委員会学校教育課関係の予算を説明させていただきます。

１７５ページをお開きください。１０款教育費、１項教育総務費、１目教育委員会費に２１７万２千円を計上しております。前年比３０万円の増で、主な要因は、８節旅費で、２年に一度実施しております教育委員の研修視察旅費の増で、３年度の実施を予定しているための増となります。

次に１７６ページです。２目事務局費に６，０４６万２千円を計上。前年度比２，００１万９千円の増です。主な要因は、１節報酬では、学校医報酬が前年度比６１万８千円の減となっております。これは、学校医、学校歯科医、学校薬剤師のうち、学校医の業務については医療法人に委託するということで報酬の一部を委託料に予算の組み換えを行ったものであります。７節報償費では、学校におけるＩＣＴ機器の整備によりまして、教諭への研修、リモート学習の実践などの充実のためにＩＣＴ支援員講師謝金を増額しております。また、８節旅費ですが、英語指導助手の派遣期間が終了しているところですが、新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、派遣先では新規の英語指導助手の派遣が確約できないこともあり、特例としまして派遣期間を延長、更に今年度も延長できるようにしたところであります。英語教育の充実を図るため、ＡＬＴの２人体制を確実に維持する対応とするため、昨年度計上しておりました帰国旅費、新任の英語指導助手、出迎えの研修に係る臨時的な旅費等については今年度予算計上しておりません。また、１８節負担金補助及び交付金につきましては、前年度比２１万１千円の増となっておりますが、内訳として、渡島教育委員会連絡協議会で１０万３千円の減、また、渡島教育研究所共同事業負担金として６３万円の増となっております。これは、事務所の屋上防水、暖房等の改修などによりまして、各町の負担金が増加しているためのものであります。次に１７８ページです。２４節積立金では、ふるさと納税寄附金による教育振興基金の積立で人材育成分として約２千万円の増加を見込んでいるところ

であります。

次に１７９ページです。３目学校給食センター費に７，５３２万２千円を計上。前年比１７３万円の減です。主な要因は、１０節需用費で、前年度実績、児童・生徒数の減少から１２６万６千円の減としております。教職員が負担する給食費につきましては、２年度と同じ単価で設定して３６０万円程度見込んでいるところですが、歳出予算の中での給食食材費としましては、１、６９５万円の予算を計上させていただいております。また、備品購入品につきましては、今年度予定分を削りまして４８万７千円の減となっております。

次に１８１ページです。２項小学校費、１目学校管理費に６，２０５万７千円を計上。前年比６４万６千円の増です。主な要因は、１節報酬から４節共済費まで、特別支援教育支援員の配置を１名追加しまして、小学校全体で８名体制となったこと及び支援時間の実績推移を見込みまして、２６５万円の増となっております。１０節需用費では、修繕費、光熱費、車検整備費等で実績の推移から１３２万１千円を減としております。１１節役務費では、通信費、環境整備費等で３０万７千円の減となっております。次に１８２ページになります。１２節委託料で、学校用務管理業務委託料、校内特別清掃、パソコン保守点検委託料等合わせて７９万９千円の増となっております。暖房機器保守点検料等合わせて減額としております。１７節備品購入費につきましては、学校管理備品で９０万４千円の減となっておりますが、これは、２年度の感染症対策の予算の中で学習保障対策として年次計画で整備予定であったものを補助金を活用した上で、ある程度整備がされたことから大幅に減額となっております。

次に１８３ページになります。２目教育振興費に５３２万８千円を計上。前年比５６９万１千円の減です。主な要因は、１０節需用費で、指導書・教授用資料が５１０万円の減となっております。これは、昨年度、小学校の教科書が５年に一度、５年毎に新しくなることに伴いまして、教師用の指導書・教授用資料購入費として予算計上しておりましたが、これが不要となるためのものであります。１９節扶助費では、近年、需要が減少傾向にあることから実績により４９万２千円の減とさせていただきました。

次に１８４ページになります。３項中学校費、１目学校管理費に３，１１３万円を計上。前年比７０万２千円の増です。主な要因は、１０節需用費では、修繕費、光熱費、燃料費など実績による推移から合計で１１１万円の減としております。また、１２節委託料につきましては、校内特別清掃で３年に一度体育館のワックスがけを実施するため増になっております。また、パソコン保守点検業務につきましては契約内容の見直し、あるいは保守台数の増加によりまして増となっております。暖房機器の保守点検、年次計画により１７台の点検を予定しているところであります。委託料全体としまして、１１７万円の増となっております。１４節工事請負費ですが、昨年度体育館の暖房機器の更新、小荷物専用昇降機給食用のエレベーターのリニューアル工事が終了しまして、今年度はパソコン教室のクーラーの改修工事で２７０万円となるため、予算としては１２５万６千円の減となっております。１７節備品購入費ですが、学校管理備品の芝刈り機が導入から３０年以上経過して故障が多いということから更新費用として１９５万円を計上するもので、全体としては１７３万１千円の増となるものでございます。

次に１８６ページ、３項中学校費、２目教育振興費に６６０万８千円を計上。前年比９５万２千円の増です。主な要因は、１０節需用費で、指導書・教授用資料として２０６万円の増となるものですが、新年度から中学校で使用する教科書が新しくなることに伴いまして、

教師用の指導書も５年振りの改訂となります。なお、教科書の改訂につきましては、令和２年度で小学校、３年度で中学校、４年度で高等学校ということで順次改訂することになっております。１７節備品購入費につきましては、教育用備品はコロナ感染症対策による学習保障により２０万８千円の減。クラブ活動備品につきましては、生徒数の減少や要望額の減少から４８万円の減となっております。１９節扶助費につきましては、小学校費と同じく需要が減少傾向にあることから３０万４千円の減としております。

次にページ飛んでいただいて、１９０ページになります。５項幼稚園費、１目幼稚園管理費に１，０５４万円を計上。前年比８２万９千円の増です。主な要因につきましては、１０節需用費と１１節役務費で、幼稚園の閉園にかかります式典、あるいは記念誌の作成等の費用ということで、合計で１００万円計上させていただいているものであります。それ以外の内容については、前年と大きく変わるものではございません。

１９２ページ、２目教育振興費に６０万９千円を計上。前年比２万６千円の増です。事業の内容は大きく変わるものではございません。

以上で学校教育課関係の説明を終わらせていただきます。

◎　議　　長（伊藤政博）

続いて、高等学校事務長。

◎　知内高等学校事務長（南　和敏）

高等学校関係の方の説明をさせていただきます。

１８７ページをご覧ください。４項高等学校費、１目学校管理費に５，６４７万７千円を計上。前年比２２４万５千円の増です。主な要因につきましては、８節旅費で、令和２年度に実施予定していました見学旅行が令和３年に延期になったことにより、引率教員の旅費を計上しております。また、１８節負担金補助及び交付金で、海外研修補助金として前年度より対象となる生徒数が増加になることにより、助成額の増となっております。

次に１８９ページです。２目教育振興費に６７８万６千円を計上。前年比１０万１千円の減です。前年度と大きく内容が変わるものではありません。

以上で高等学校関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

◎　議　　長（伊藤政博）

続いて、社会教育課長。

◎　社会教育課長（松本泰行）

１９３ページをお開きください。１０款６項社会教育費、１目社会教育総務費に１，３９２万円を計上。前年比１０６万４千円の減で、主な要因は、１節報酬及び８節旅費で、第８次の知内町社会教育中期計画策定に伴う各委員の報酬と費用弁償の減、４４万３千円と、７節報償費で、放課後子ども教室の開催回数の減による謝金の減、５１万２千円によるものです。

次に１９５ページです。２目公民館費に７，０９２万４千円を計上。前年比３，２８４万６千円の増で、主な要因は、１０節需用費の光熱水費で４６万円の減。１７節備品購入費で、３９万３千円の減。１４節工事請負費では、中央公民館カーテンウォール改修工事と中央公民館機械室鋼製建具改修工事が完了によって１，４００万円の減となりますが、同じく１４節で、中央公民館講堂鋼製建具改修工事で１２０万円の増、中央公民館照明器具ＬＥＤ化工事で４，６８０万円の増となるものです。なお、予算説明資料見出しナンバー７番、教育委

員会関係６ページ、７ページに中央公民館照明器具ＬＥＤ化工事に関する図面を掲載しておりますので、ご参照願います。

次に１９７ページです。３目郷土資料館費に３６８万３千円を計上。前年比２１万７千円の増で、主な要因は、７節報償費で、郷土資料館の保存資料整理作業員の報償費の１４万２千円の増と、１０節需用費の修繕費で１６万円の増となるものです。

続きまして、１９９ページです。４目青少年交流センター管理費に８０７万１千円を計上。前年比１９６万円の減で、主な要因は、１０節需用費の修繕費で３１万７千円の増となりますが、１４節工事請負費で、青少年交流センター冷房設置工事が完了したことから２２７万３千円が減となるものです。

次に２００ページです。７項１目保健体育費に４，９１１万７千円を計上。前年比２，９４３万６千円の減で、主な要因は、１２節委託料で、スキー場連絡橋点検業務委託料で１５０万円の増。１４節工事請負費で、トレーニング室屋根改修工事に４７０万円の増となりますが、１０節需用費の光熱費で４８万４千円の減。それと１４節工事請負費では、昨年度実施したステージ昇降バトンワイヤー更新工事の完了により１７３万円の減。それとスポーツセンター照明器具ＬＥＤ化工事の完了で３，０００万円の減。町営スキー場リフト主電動機更新工事の完了で２３６万円の減となります。また、１８節負担金補助及び交付金で、文化スポーツ合宿誘致補助金で１００万円の減。これは、前年度の実績による減です。それとチャレンジデー実行委員会助成金については、新型コロナウイルス感染症の影響から集団開催を中止するということで、１２万円が減となるものです。

以上で社会教育課関係の説明を終わります。よろしくお願いします。

◎　議　　長（伊藤政博）

歳出の説明が終わりましたので、次に歳入等の説明を求めます。

総務課長。

◎　総務課長（西野俊一）

それでは、歳入の説明を致します。

１４ページをお開き願います。１款町税、１項町民税、１目個人に１億５，２８９万７千円を計上。前年度の実績を考慮し、若干の減を見込んで計上しております。

続きまして、１５ページ、２目法人に４，８７４万５千円を計上。前年度の実績を考慮し、増を見込んで計上しております。

続きまして、１６ページ、２項１目固定資産税に４億８，２８０万８千円を計上。前年度対比３，０４８万５千円の減で、主な要因は、評価替えに伴う宅地標準価格及び償却資産の減価に伴う減と前年度の実績見込みによるものです。

続きまして、１７ページ、２目国有資産等所在市町村交付金に５６６万６千円を計上。今年度収入見込みによる計上となっております。

続きまして、１８ページ、３項軽自動車税、１目種別割に１，３４６万２千円を計上。登録台数の実績により若干の増を見込んでおります。

続きまして、１９ページ、２目環境性能割に１００万円を計上。前年度同額を見込んでおります。

２０ページです。４項１目たばこ税に３，０１９万５千円を計上。前年度の実績を考慮し、減を見込んでおります。

続きまして、２１ページ、５項１目入湯税に１７９万６千円を計上。前年度の実績見込みと先ほど条例改正で提案しました免除改正等を考慮して計上しております。

続きまして、２２ページ、２款地方譲与税、１項１目地方揮発油譲与税に８５０万円を計上。前年度実績により若干の減であります。

続きまして、２３ページ、２項１目自動車重量譲与税に２，１６０万円を計上。前年度実績により若干の減であります。

続きまして、２４ページ、３項１目森林環境譲与税に１，１７０万２千円を計上。前年度実績により若干の減でございます。

続きまして、２５ページ、３款１項１目利子割交付金に３０万円を計上。前年度実績により若干の減であります。

続きまして、２６ページ、４款１項１目配当割交付金に６０万円を計上。前年度実績により若干の減であります。

続きまして、２７ページ、５款１項１目株式等譲渡所得割交付金に５０万円を計上。前年度実績により若干の減少であります。

続きまして、２８ページ、６款１項１目法人事業税交付金に１２０万円を計上。これも前年度実績により若干の減であります。

続きまして、２９ページ、７款１項１目地方消費税交付金に９，３００万円を計上。前年度実績に減を見込んでおります。

続きまして、３０ページ、８款１項１目環境性能割交付金に２４０万円を計上。前年度実績により減を見込んでおります。

続きまして、３１ページ、９款１項１目地方特例交付金に４００万円を計上。前年度同額を見込んでおります。

続きまして、３２ページ、１０款１項１目地方交付税に１７億３，２２７万１千円を計上。前年度対比２，２７０万９千円の減で、令和３年度地方財政計画を基に本年度の事務事業に係る一般財源としての計上です。今後の各種の事業事務の追加財源として追加補正を予定しております。

続きまして、３３ページ、１１款１項１目交通安全対策特別交付金に１千円を計上。前年度同額を見込んでおります。

３４ページ、１２款分担金及び負担金、１項分担金、１目総務費分担金ですが、昨年まで計上していた小谷石デジタル放送中継局整備事業分担金が終了したことから、今年度は計上なしとなっております。

続きまして、３５ページ、２項負担金、１目総務費負担金に１９０万円を計上。前年度同額を見込んでおります。

続きまして、３６ページ、２目民生費負担金に４０７万５千円を計上。前年度対比５５万１千円の増で、主な要因は、１節保育料負担金が対象児の増で増えております。

続きまして、３７ページ、３目農林水産業費負担金に７２０万８千円を計上。前年度対比３９万８千円の増で、主な要因は、１節国営土地改良事業負担金の農地造成地受益者負担金で繰上償還を予定している分を見込んでおります。

続きまして、３８ページ、１３款使用料及び手数料、１項使用料、１目総務使用料に８万円を計上。前年度実績により減を見込んでおります。

３９ページ、３目農林水産業使用料に３０１万３千円を計上。前年度同額を見込んでおります。

４０ページ、４目商工使用料に６０万円を計上。前年度同額を見込んでおります。

４１ページ、５目土木使用料に４，８９１万６千円を計上。前年度実績により若干の増を見込んでおります。

４２ページ、６目教育使用料に２，０８９万８千円を計上。前年度実績により若干の減を見込んでおります。

４３ページ、７目衛生使用料に３万円を計上。前年度同額を見込んでおります。

４４ページ、２項手数料、１目総務手数料に１９７万１千円を計上。前年度実績により減を見込んでおります。

４５ページ、２目衛生手数料に７２９万１千円を計上。前年度実績により減を見込んでおります。

４６ページ、３目農林水産業手数料に５千円を計上。前年度同額を見込んでおります。

４７ページ、１４款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金に１億４，９４９万円を計上。前年度対比９４８万円の増で、主な要因は、３節障害者等福祉費国庫負担金と６節介護保険低所得者保険料軽減国庫負担金が増えていることによるものです。

４８ページ、４目衛生費国庫負担金に１，７７６万円を計上。新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金を計上しております。

４９ページ、２項国庫補助金、１目土木費国庫補助金に６，３３６万４千円を計上。前年度対比１，２０２万６千円の増で、主な要因は、２節社会資本整備総合交付金で橋梁長寿命化事業と個別改善事業が増えていることによるものです。

５０ページ、２目教育費国庫補助金に１９万９千円を計上。前年度実績に若干の減を見込んでおります。

５１ページ、３目民生費国庫補助金に２９６万６千円を計上。前年度対比６１万７千円の増で、主な要因は、２節子ども子育て支援交付金が増えていることによるものです。

５２ページ、４目総務費国庫補助金に２，１１７万１千円を計上。前年度対比９８６万５千円の増で、主な要因は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が昨年度は補正対応でしたが、今年度は当初から計上することによるものです。

続きまして、５３ページ、８目衛生費国庫補助金に１，４０２万２千円を計上。前年度対比１，３６２万９千円の増で、主な要因は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金を計上したことによるものです。

５４ページ、３項委託金、１目総務費委託金に７８８万２千円を計上。前年度対比７６６万９千円の増で、主な要因は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査委託金を計上したことによるものです。

５５ページ、２目民生費委託金に１２３万円を計上。前年度と内容は大きく変わっておりません。

５６ページ、１５款道支出金、１項道負担金、１目民生費道負担金に９，９９８万７千円を計上。前年度対比３３７万３千円の増で、主な要因は、国庫負担金と同じく４節障害者等福祉費道負担金と７節介護保険低所得者保険料軽減道負担金が増えていることによるものです。

５７ページ、２項道補助金、１目総務費道補助金に４２４万２千円を計上。前年度対比３００万円の増で、主な要因は、２節地域づくり総合交付金で高台避難所ソーラー照明灯設置事業と防災倉庫設置事業分が増えたことによるものです。

５８ページ、２目民生費道補助金に１，２９５万円を計上。前年度対比１８７万９千円の増で、主な要因は、１１節多子世帯保育料軽減事業道補助金を新たに計上したことによるものです。

５９ページ、３目農林水産業費道補助金に５，２４９万９千円を計上。前年度対比１，０１６万円の減で、主な要因は、１節農業費道補助金で、昨年度計上していました産地パワーアップ事業補助金と農地耕作条件改善事業補助金分が減。２節林業費道補助金で、新たに合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策等事業補助金を計上したことによるものです。

６０ページ、４目教育費道補助金に２，４３７万４千円を計上。前年度対比２，３２５万６千円の増で、主な要因は、４節地域づくり総合交付金で、中央公民館照明器具ＬＥＤ化工事を計上したことによるものです。

６１ページ、５目衛生費道補助金に１８７万円を計上。前年度対比１３６万円の増で、主な要因は、１節保健事業費道補助金が増えたことによるものです。

６２ページ、６目電源立地地域対策交付金ですが、例年、当初と補正で予算を組んでおりましたが今年度は全て補正で対応することにしたため、計上しておりません。

６３ページ、７目商工費道補助金に１０万円を計上。前年度実績により若干の減を見込んでおります。

６４ページ、８目地域創生推進費道補助金に７５万円を計上。前年度同額を見込んでおります。

６５ページ、３項委託金、１目総務費委託金に８０２万８千円を計上。前年度対比３０３万９千円の減で、主な要因は、２節統計調査費委託金で、昨年度国勢調査に係る委託金を計上していた分が減となっております。

６６ページ、２目農林水産業費委託金に８万円を計上。前年度同額を計上しております。

６７ページ、３目商工費委託金に７１万９千円を計上。前年度同額を計上しております。

６８ページ、４目土木費委託金に１５７万８千円を計上。前年度と内容は大きく変わっておりません。

次に６９ページ、５目民生費委託金ですが、今年度は計上しておりません。

次に７０ページ、１６款財産収入、１項財産運用収入、１目財産貸付収入に２，１６４万１千円を計上。前年度対比４０万４千円の増で、主な要因は、２節光ケーブル貸付収入が増となっております。

続きまして、７１ページ、２目利子及び配当金に７５万４千円を計上。各基金の利子見込額の計上で前年度と大きく変わっておりません。

７２ページです。２項１目財産売払収入に１，０００万円を計上。町有林売払収入の見込みを計上しております。

７３ページ、１７款１項１目寄附金に１億６，４５０万円を計上。前年度対比１億１，９５０万円の増で、主な要因は、ふるさと納税寄附金が大幅に増。企業版ふるさと納税寄附金を新たに計上。更にメガソーラー発電地域貢献金が昨年は補正対応でしたが、今年度は当初

から計上したことによるものです。

７４ページ、１８款繰入金、１項１目特別会計繰入金に４千円を計上。前年度同額を見込んでおります。

７５ページ、２項基金繰入金、１目積立金繰入金に１億６，５０８万円を計上。前年度対比２，６１０万５千円の減で、主な要因は、昨年度当初から計上していましたふるさと創生事業基金繰入金が補正対応により減。地域福祉基金繰入金が基金減少により繰入れなし。３節農林漁業振興基金繰入金と６節財政調整基金繰入金、７節ものづくり産業振興基金繰入金が減となっております。逆に増加は、１０節下水道事業整備促進基金繰入金と１１節森林環境譲与税基金繰入金です。

７６ページ、１９款１項１目繰越金に２，０００万円を計上。前年度対比１，０００万円の増で、前年度の繰越見込額を計上しております。

７７ページ、２０款諸収入、１項延滞金加算金及び過料、１目延滞金に８万円を計上。前年度同額を計上しております。

７８ページ、２目加算金に１千円を計上。前年度同額を計上しております。

７９ページ、２項１目預金利子に４千円を計上。前年度同額を計上しております。

８０ページ、３項貸付金元利収入、１目民生貸付金元金収入に５０万円を計上。前年度同額を計上しております。

８１ページ、３目奨学資金貸付収入に５４０万９千円を計上。前年度と大きく変わっておりません。

８２ページ、４項受託事業収入、１目総務費受託事業収入に５７０万円を計上。前年度同額を計上しております。

８３ページ、２目民生費受託事業収入に１０１万３千円を計上。前年度と大きく変わっておりません。

８４ページ、５項１目雑入に１，３４８万５千円を計上。前年度対比４９９万６千円の減で、主な要因は、昨年計上していました渡島・檜山地方税滞納整理機構派遣職員給与等負担金が職員派遣の終了になくなったことによるものでございます。

続きまして、８５ページ、２目診療所収入に７１４万６千円を計上。前年度と大きく変わっておりません。

８６ページです。３目給食費収入に３６０万３千円を計上。前年度と大きく変わっておりません。

８７ページ、２１款１項町債、１目臨時財政対策債に１億２，１７１万５千円を計上。今年度、地方財政計画に基づき見込額を計上しております。

８８ページ、２目土木債に１億１，３１０万円を計上。前年度対比４，８４０万円の増で、主な要因は、３節緊急浚渫推進事業債で、昨年度は補正対応でしたが、今年度は当初から計上したことによるものです。

８９ページ、３目教育債ですが、今年度は計上はしておりません。

９０ページ、４目消防債に１，２９０万千円を計上。前年度対比２億１，９３０万円の減で、主な要因は、昨年計上していました防災行政無線更新事業債がなくなったことによるものです。

９１ページ、５目民生債に６億７，５９０万円を計上。しりうち認定こども園整備事業債

により大幅に増えております。

９２ページ、６目農業債に１，９００万円を計上。前年度対比１８０万円の減で、主な要因は、昨年計上していました農地耕作条件改善事業債がなくなったことによるものです。

９３ページ、７目林業債に６９０万円を計上。前年度と大きく変わっておりません。

９４ページ、８目総務債に２，０００万円を計上。前年度対比４７０万円の減で、主な要因は、昨年計上していました、きらく町内会館整備事業債がなくなったことによるものです。

続きまして、地方債の説明で１１ページをお願い致します。１１ページになります。第２表地方債です。地方債につきましては、臨時財政対策債から公有林整備事業債までの歳入町債でご説明しました起債借入額合計９億６，９５１万５千円の限度額をそれぞれ設定するもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、昨年同様ですので、説明は省略させていただきます。

以上で説明は終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

これで、一般会計の説明は終わりました。

●　議案第２０号　令和３年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１３、議案第２０号、『令和３年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について』説明を求めます。

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

議案第２０号、令和３年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について。

令和３年度知内町国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６億３，８７５万５千円と定める。

２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

第２条、一時借入金。地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、４，０００万円と定める。

歳出予算の流用です。第３条、地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）保険給付費の各項で計上された予算額に過不足が生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用です。

歳出から説明致します。２２ページをお願い致します。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費に３６０万２千円の計上。前年度比２１万５千円の減額で、主な内容は１２節委託料で、昨年計上のオンライン資格確認等システム対応業務委託料が今年度はなくなったことによるものです。

２３ページです。２目国民健康保険団体連合会負担金に４２８万円の計上。前年比３７９

万４千円の減額で、昨年計上のＫＤＢシステムの設置等に係る負担金並びに特定健診受診率向上支援等共同事業負担金の減によるものです。

２４ページです。２項徴税費、１目賦課徴収費に２２１万５千円の計上。前年度比１１万９千円の減で、８節旅費及び１０節需用費で、徴収車の車検整備費の減額です。

２５ページです。３項１目運営協議会費に１６万４千円の計上。前年度１５万３千円の減で、旅費の減額によるものです。

２６ページです。２款保険給付費、１項療養諸費、１目一般被保険者療養給付費に４億６００万円の計上。昨年同額です。

２７ページです。２目退職被保険者療養給付費は制度廃止に伴い、該当者がいなくなったことにおり計上はございません。

２８ページです。３目一般被保険者療養費に昨年同額の４５０万円です。

２９ページです。４目退職被保険者療養費で計上はございません。

３０ページです。５目審査支払手数料に昨年同額の１００万円の計上です。

３１ページです。２項高額療養費、１目一般被保険者高額療養費に昨年同額の５，１５０万円の計上です。

３２ページです。２目退職被保険者高額療養費で計上はございません。

次に３３ページです。３目一般被保険者等高額介護合算療養費から３９ページ、５項葬祭諸費、１目葬祭費まで前年度同額、あるいは計上がありませんので、説明を省略させていただきます。

次に４０ページです。３款国民健康保険事業費納付金、１項医療給付費分、１目一般被保険者医療給付費分に１億３６５万３千円の計上。前年比２０２万７千円の減額で、北海道から納付金として配分された一般被保険者医療給付費の減となっております。

４１ページです。２項後期高齢者支援金等分、１目一般被保険者後期高齢者支援金等分に３，２２７万２千円の計上。前年比７７万５千円の減額です。実績によるものです。

４２ページ、３項１目介護納付金分に１，１０４万８千円の計上。前年度比１３８万６千円の減額で、介護納付金の減額となっております。

４３ページです。４款１項１目共同事業拠出金で計上はございません。

４４ページです。５款１項１目財政安定化基金拠出金は前年同額の１千円です。

次に４５ページです。６款保健事業費、１項１目特定健康診査等事業費に４０３万２千円の計上。前年比７４万３千円の増額で、１１節役務費の郵便料及び１２節委託料の特定健診委託料は支出科目の変更による増額です。

４６ページです。２項１目保健事業費に１，２２８万５千円の計上で、前年度比５４４万４千円の増額。１１節役務費で、国保加入者のがん検診料を国保会計から支出することによる増。また、１２節委託料で、特定健診受診率向上支援等共同事業委託料は支出科目の変更により増額となったものです。１７節備品購入費で、自動計測の身長、体重、体脂肪計測定器を購入することによるものです。

４７ページです。７款１項１目基金積立金に１万９千円の計上。前年比１万２千円の減です。

４８ページ、８款１項公債費、１目利子に昨年同額の１千円です。

４９ページです。９款諸支出金、１項償還金、１目一般被保険者保険税還付金に前年同額

の７０万円です。

５０ページです。２目退職被保険者保険税還付金で計上はございません。

５１ページです。３款償還金に５千円の計上。同額です。

５２ページ、１０款１項１目予備費に１１万６千円の計上。前年比３５８万２千円の減額となっております。

次に歳入でございます。６ページをお願い致します。１款１項国民健康保険税、１目一般被保険者国民健康保険税に１億１，５８２万６千円の計上。前年比７０９万２千円の減で、課税所得並びに被保険者の減少によるものです。

次に７ページです。２目退職被保険者国民健康保険税、制度廃止に伴い、該当者がいなくなったことにより計上はございません。

８ページです。２款使用料及び手数料、１項手数料、１目督促手数料に前年同額の３万円です。

９ページです。３款道支出金、１項道負担金、１目保険給付費等交付金に４億７，５２０万円を計上。昨年度比９１万９千円の増額で、前年度と大きく変わらない内容です。

１０ページです。４款財産収入、１項財産運用収入、１目利子及び配当金に１万９千円を計上。前年比１万２千円の減額です。

１１ページです。５款繰入金、１項１目一般会計繰入金に３，５１７万１千円の計上。前年比６１７万９千円の減額で、内容は保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）及び（保険者支援分）で前年度実績による見込みです。

１２ページです。２項１目基金繰入金に１，１９５万５千円を計上。前年比６４５万５千円の増で、国保加入者の予防事業等に係る経費を基金から繰入れするものです。

１３ページです。６款１項１目繰越金は前年同額の１千円です。

１４ページです。７款諸収入、１項延滞金加算金及び過料、２目一般被保険者延滞金に２５万円の計上。昨年度比７万円の増で、保険料の延滞金見込みによるものです。

１５ページ、３目退職被保険者延滞金で計上はございません。

１６ページです。２項１目預金利子から２０ページ、３項雑入、４目退職被保険者等返納金まで昨年同額または計上がございませんので、説明を省略させていただきます。

２１ページです。５目雑入に３０万円の計で、前年比１万円の減額ですが、特定健診一部負担金の計上のみとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

●　議案第２１号　令和３年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１４、議案第２１号、『令和３年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について』説明を求めます。

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

議案第２１号、令和３年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について。

令和３年度知内町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ８，２１８万７千円と定める。

２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

歳出から説明させていただきます。１２ページをお開きください。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費に４３１万９千円の計上。前年度比１５８万８千円の増額ですが、１２節委託料で健康診査委託料が個別健診受診者の増加によって増えております。

次に１３ページです。２項１目徴収費に２５万８千円の計上で、昨年同額です。

１４ページです。２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金に７，７６０万６千円の計上。前年度比７０７万３千円の増額で、保険料等負担金及び保険基盤安定分で納付金の増額によるものです。

１５ページです。３款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、１目保険料還付金から１７ページ、４款１項１目予備費まで、昨年同額でありますので、説明を省略させていただきます。

次に歳入でございます。５ページをお願い致します。１款１項１目後期高齢者医療保険料に５，１２９万９千円の計上。前年比８２３万９千円の増で、後期高齢者医療保険料の収入見込額の増によるものです。

６ページです。２款使用料及び手数料、１項１目督促手数料に５千円の計上。昨年同額です。

７ページです。３款繰入金、１項１目一般会計繰入金に３，０８７万８千円の計上。前年度比４２万２千円の増で、後期高齢者広域連合への納付金で保険基盤安定繰入金の増額によるものです。

次に８ページ、４款１項１目繰越金から１１ページ、５款諸収入、２項２目雑入まで前年度同額でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

◎　議　　長（伊藤政博）

ここで、若干早いんでありますが、昼食のため、暫時休憩致します。

再開は、午後１時ちょうどと致します。

（　休憩　午前１１時５３分　）

（　再開　午後　１時００分　）

◎　議　　長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

●　議案第２２号　令和３年度知内町介護保険特別会計予算について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１５、議案第２２号、『令和３年度知内町介護保険特別会計予算について』説明を求めます。

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

議案第２２号、令和３年度知内町介護保険特別会計予算について。

令和３年度知内町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算です。歳入歳出予算の総額は、保険事業勘定歳入歳出それぞれ５億３，７３９万６千円、介護サービス事業勘定歳入歳出それぞれ１５８万２千円と定める。

２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

一時借入金。第２条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定３，０００万円と定める。

歳出予算の流用。第３条、地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

歳出から説明致します。３４ページをお願い致します。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費に４１３万５千円の計上。前年度比７０万６千円の減額で、主な内容は１２節委託料の介護システム改修事業で１３３万１千円の増加。１７節備品購入費で介護保険活動車の更新が完了したことによるものです。

３５ページです。２項徴収費、１目賦課徴収費に前年同額の１０万２千円です。

３６ページです。３項１目介護認定審査会費に３５２万８千円の計上。前年比１７万７千円の増で、西部四町で構成されている認定審査会共同設置負担金の増によるものです。

３７ページです。２目認定審査費に１６０万９千円の計上。前年比６１万５千円の減で、１１節役務費と１２節委託料で、医師意見書作成手数料及び要介護認定調査委託件数の減によるものです。

３８ページです。４項運営協議会費、１目介護保険運営協議会費に８万６千円の計上。前年度比７万９千円の減で、第８期介護保険事業計画の策定が完了したことにより運営協議会の回数減によるものです。

３９ページです。２款１項保険給付費、１目介護サービス等給付費に４億６，１３１万８千円の計上。前年比２，１０８万４千円の増で、介護サービス費等給付費見込額の増によるものです。

４０ページです。２項１目高額介護サービス等給付費に前年同額の１，０９０万円です。

４１ページです。２目高額合算介護サービス等給付費に前年同額の１８０万円です。

４２ページです。３項その他諸費、１目審査支払手数料に前年同額の５０万円です。

４３ページです。３款１項基金積立金、１目介護保険事業基金積立金に１万４千円の計上で、前年度比１万４千円の減、基金利子の減です。

４４ページです。４款地域支援事業費、１項１目介護予防・生活支援サービス事業費に２，５４２万１千円の計上。前年比１９６万５千円の減で、主な内容は、４節共済費で、退職負担金の減。１２節委託料で、一般会計から支出していた見守り支援事業委託料を介護保険特別会計からの支出に変更したことで２００万円の増。１８節負担金補助及び交付金で、介護サービス等給付費が３２０万円減となったことによるものです。

４５ページです。２目介護予防ケアマネジメント事業費に１６２万７千円の計上。前年比３８万８千円の増ですが、１３節使用料及び賃借料で、総合行政システム利用料が増額となったことによるものです。

４６ページです。２項１目一般介護予防事業費に３６４万９千円の計上。前年比１８万３千円の増で、内容については、前年と大きく変わるものではありません。

４７ページです。３項包括的支援事業費・任意事業費、１目包括的支援事業費に７９９万１千円の計上。前年比７６万８千円の減で、４節共済費で、退職負担金の減によるものです。

４８ページです。２目任意事業費に前年同額１１６万９千円です。

４９ページです。３目生活支援体制整備事業費に１，２７１万１千円の計上。前年比１３万８千円の減で、退職負担金の減によるものです。

５０ページです。４目認知症総合支援事業費に２万４千円の計上。前年比１万５千円の減で、旅費並びに需用費を削減したことによるものです。

５１ページです。５目在宅医療介護連携推進事業に７８万９千円の計上。前年比３万９千円の増です。

５２ページ、５款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、１目第１号被保険者保険料還付金から５５ページの２項繰出金、１目一般会計繰出金まで、前年度同額でありますので、説明を省略させていただきます。

次に歳入です。続いて、５ページをお開きください。１款保険料、１項介護保険料、１目第１号被保険者保険料に９，３５５万６千円の計上。前年比３１９万７千円の減で、今年度、保険料の改正を行いましたが、第１段階から第３段階の被保険者に対する軽減割合の引き上げによる減額が上回ったことで、全体の保険料が減額となっております。

次に６ページです。２款使用料及び手数料、１項手数料、１目督促手数料に前年同額の１万円です。

７ページです。３款国庫支出金、１項国庫負担金、１目介護給付費負担金に８，１３４万５千円の計上。前年比３５４万円の増で、介護給付サービス費の増によるものです。

８ページです。２項国庫補助金、１目調整交付金に３，０８４万２千円の計上。前年比１３７万円の増で、介護給付サービス費の増によるものです。

９ページです。２目地域支援事業（介護予防事業）交付金に５５３万２千円の計上。前年比７万２千円の減です。

１０ページです。３目地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）交付金に８７１万６千円の計上。前年比２３万５千円の増です。

１１ページです。４目介護保険事業補助金に９４万８千円の計上。前年比６６万６千円の増で、事業費の見込みによるものです。

１２ページです。５目保険者機能強化推進交付金に６９万４千円の計上。前年比３１万円の増です。交付金の確定によるものです。

１３ページです。７目保険者努力支援交付金に６５万８千円の計上。交付金制度の新設により計上するものです。

１４ページです。４款１項支払基金交付金、１目介護給付費交付金に１億２，８１１万９千円の計上。前年比５６９万３千円の増で、第２号被保険者に対する介護給付サービス費の増によるものです。

１５ページです。２目地域支援事業交付金に５９７万５千円の計上。前年比７万７千円の減です。

１６ページです。５款道支出金、１項道負担金、１目介護給付費負担金に７，２８７万円の計上。前年比３３１万１千円の増で、介護サービス費の増によるものです。

１７ページです。２項道補助金、１目地域支援事業（介護予防事業）交付金に２７６万６千円の計上。前年比３万６千円の減です。

１８ページです。２目地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）交付金に４３５万７千円の計上。前年比１１万７千円の増となっております。

１９ページです。６款財産収入、１項財産運用収入、１目利子及び配当金に１万４千円の計上。前年比１万４千円の減で、介護保険事業基金利子です。

次に２０ページです。７款繰入金、１項一般会計繰入金、１目介護給付費繰入金に５，８８２万５千円の計上。前年比２１４万７千円の増で、介護給付サービス費の増によるものです。

２１ページです。２目地域支援事業（介護予防事業）交付金に２７６万６千円の計上。前年比３万６千円の減となっております。

２２ページです。３目地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）交付金に４３５万７千円の計上。前年比１１万６千円の増です。

２３ページです。４目その他一般会計繰入金に１，７０８万１千円の計上。前年比２６６万３千円の減で、事務費分の繰入金が減少するものです。

２４ページです。５目低所得者保険料軽減繰入金に８３６万７千円の計上。前年比５５４万７千円の増で、低所得者保険料軽減額の増によるものです。

２５ページです。２項基金繰入金、１目介護保険事業基金繰入金に８００万９千円の計上。前年度比７万８千円の減で、介護給付サービス費及び地域支援事業費の実施に伴い、基金から繰入れするものです。

２６ページです。３項１目介護サービス事業勘定繰入金に１５８万２千円の計上。前年比３万４千円の増です。

２７ページです。８款１項１目繰越金から３３ページ、９款諸収入、３項３目雑入まで前年度同額でありますので、説明を省略させていただきます。

次に介護サービス事業勘定をご説明致します。６１ページをお願い致します。１款諸支出金、１項繰出金、１目保険事業勘定繰出金に１５８万２千円の計上。前年比３万４千円の増となっております。

次に歳入です。６０ページをお願い致します。１款サービス収入、１項予防給付費収入、１目居宅支援サービス計画費収入に１５８万２千円の計上。前年比３万４千円の増となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

● 議案第２３号　令和３年度知内町公共下水道事業特別会計予算について

◎ 議　　長（伊藤政博）

次に日程第１６、議案第２３号、『令和３年度知内町公共下水道事業特別会計予算について』説明を求めます。

建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐藤和人）

議案第２３号、令和３年度知内町公共下水道事業特別会計予算について。

令和３年度知内町公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算です。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億４，６９７万９千円と定める。

２項と致しまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

地方債になります。第２条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債」による。

歳出よりご説明致しますので、１４ページをお開きください。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費は１，７１８万９千円で、前年度より３５３万５千円の増額であります。主なものと致しまして、１２節委託料で、令和５年度の会計法適用化を目指し、今年度、固定資産調査として６６０万を計上しております。

１５ページをお開きください。２目施設維持費は６，１９６万５千円で、前年度より４４９万円の減額であります。減額の主な要因と致しまして、１２節委託料で、昨年度終了致しましたストックマネジメント計画業務委託の減。今年度はクリーンセンター外改築更新実施設計委託料として６２０万計上しております。

１６ページをご覧ください。２款公債費、１項公債費、１目元金は５，７７６万６千円で、前年度より１７２万３千円の増額であります。これは、２２節償還金利子及び割引料で、公債費の償還元金であります。

続きまして、１７ページです。２目利子は１，００５万９千円で、前年度より９６万２千円の減です。これは、２２節償還金利子及び割引料の償還利子の減額であります。

続きまして、歳入をご説明致しますので、６ページをお開きください。１款使用料及び手数料、１項使用料、１目下水道使用料は３，７００万円で、前年同額であります。

７ページをお開きください。２項手数料、１目手数料は５６万円で、前年同額です。

次に８ページであります。２款国庫支出金、１項国庫補助金、１目下水道国庫補助金は３１０万円です。昨年度に比べ１４０万減額になります。これは、社会資本整備総合交付金、クリーンセンター外改築更新実施設計委託金の補助であります。

続きまして、９ページであります。３款繰入金、１項一般会計繰入金、１目一般会計繰入金は９，６６１万７千円で、前年度より５９９万４千円の減額であります。

１０ページ、１１ページでありますが、１０ページ、４款繰越金、１項繰越金、１目繰越金、１１ページの５款諸収入、１項雑入、１目雑入はともに１千円で、前年と同様であります。

続きまして、１２ページであります。６款町債、１項町債、１目下水道事業債は３１０万円になります。これは、先ほど説明しましたクリーンセンター外改築更新実施設計委託分の補助対象外分になります。

１３ページになります。６款町債、１項町債、２目公営企業会計適用債は６６０万円です。前年より４１０万円の増額になります。これは、会計の法適用化固定資産調査分の委託分になります。

続きまして、３ページをお開きください。地方債の償還です。起債の目的、下水道事業債、限度額３１０万。公営企業適用債、限度額６６０万。計９７０万です。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

よろしくお願い致します。

● 議案第２４号　令和３年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について

◎ 議　　長（伊藤政博）

次に日程第１７、議案第２４号、『令和３年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について』説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

議案第２４号、令和３年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について。

令和３年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算です。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ８，６７６万８千円と定める。

２項と致しまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

地方債になります。第２条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債」による。

歳出よりご説明致しますので、１４ページをお開きください。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費は４１０万１千円で、前年より１２９万円の増額であります。主な要因と致しましては、１２節委託料の増額になります。これは、公共下水道と同じように会計の法適用化を求められていることから、固定資産調査を実施するものであります。

１５ページになります。２目施設維持費は７，１５６万２千円で、前年より５，２３９万円の増額になります。主な要因と致しまして、１２節委託料で、昨年度実施致しました電気計装設備実施設計委託の終了に伴う減。あと１４節で、クリーンセンター電気設備更新工事費用として４，８４０万及び排水管渠補修工事として１，２２０万の増額で計上しております。工事箇所及び工事内容につきましては、建設課資料見出しナンバー６、１２ページ、１３ページをご参照願います。

１６ページになります。２款公債費、１項公債費、１目元金は１４万円の増額になります。

１７ページをお開きください。２目利子は１５１万９千円で、前年より１２万６千円の減額になります。

続きまして、歳入をご説明致しますので、６ページをお開きください。１款使用料及び手数料、１項使用料、１目下水道使用料は３０５万円で、前年より２５万円の増額となります。

７ページをお開きください。２項手数料、１目手数料は１万円で、前年同額になります。

続きまして、８ページになります。２款繰入金、１項一般会計繰入金、１目一般会計繰入金は２，９１０万６千円で、前年度より９８４万４千円の増額になります。主な要因と致しまして、工事請負費の増額によるものです。

９ページ、１０ページをご覧ください。３款繰越金、１項繰越金、１目繰越金及び４款諸収入、１項雑入、２目雑入は前年同様で１千円であります。

１１ページをお開きください。５款国庫支出金、１項国庫補助金、１目国庫補助金は２，５４０万円です。前年度に比べて２，１２０万円の増額であります。これは、社会資本整備総合交付金によるクリーンセンター電気設備更新工事分になります。

１２ページになります。６款町債、１項町債、１目下水道事業債は２，５４０万円です。前年度に比べ２，１１０万円の増額になります。これは、先ほど５款と同じくクリーンセンター外電気更新設備工事費に係る補助対象外分です。

１３ページをお開きください。２目公営企業会計適用債は３８０万円です。前年度に比べて１３０万円の増額です。これは、委託料の会計法適用に係る委託分になります。

３ページをお開きください。地方債の償還方法です。起債の目的、下水道事業債、限度額２，５４０万。公営企業適用債、限度額３８５万。２，９２５万円になります。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

建設水道課長から説明の訂正を求められておりますので、許します。

建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐藤和人）

大変申し訳ありません。地方債の説明で金額に間違いがありましたので、訂正させていただきます。起債の目的で、下水道事業債、限度額、２，５４０万。公営企業会計適用債、３８５万と申し上げましたが、３８０万円であります。合計が２，９２５万円と申しましたが、２，９２０万円の間違いであります。大変申し訳ありませんでした。

◎　議　　長（伊藤政博）

訂正方よろしくお願いします。

戻ります。

●　議案第２５号　令和３年度知内町水道事業会計予算について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１８、議案第２５号、『令和３年度知内町水道事業会計予算について』説明を求めます。

建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐藤和人）

議案第２５号、令和３年度知内町水道事業会計予算について。

総則。第１条、令和３年度知内町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第２条、業務の予定量は、次のとおりとする。

（１）給水戸数２，０５８戸。

（２）年間総給水量８１５，２００㎥。

（３）一日平均給水量２，２３３㎥。

（４）主な建設改良事業、浄水施設改良費２，３９８万円。配水設備改良費５６３万円。営業設備費９４０万４千円。消火栓設置費４３１万円。

収益的収入及び支出になります。第３条、収益的収入及び支出の予定額は、次に定めるところによる。

１款水道事業収益、１項営業収益１億１，８０３万６千円。２項営業外収益２，２４６万３千円。３項特別利益２千円。合計１億４，０５０万１千円です。

続きまして、２ページになります。支出になります。１款水道事業費用、１項営業費用１億３，２２７万１千円。２項営業外費用６１１万６千円。３項特別損失２千円。４項予備費１００万円。合計１億３，９３８万９千円。

資本的収入及び支出。第４条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。（資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額４，９０８万２千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額３５４万９千円、減債積立金１，３０２万４千円、過年度損益勘定留保資金３，２５０万９千円で補填するものとする。）

収入と致しまして、１款資本的収入、１項他会計補助金２９５万６千円。２項工事負担金４３１万円。合計７２６万６千円。

支出になります。１款資本的支出、１項建設改良費４，３３２万４千円。２項企業債償還金１，３０２万４千円。合計５，６３４万８千円になります。

債務負担行為。第５条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項と致しまして、知内町水道施設運転維持管理業務委託事業、期間、令和４年度から令和７年度、限度額７，６００万円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。第６条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

事項と致しまして、（１）職員給与費、予定額２，２８７万２千円。

他会計からの補助金。第７条、営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は３７３万３千円である。

たな卸資産購入限度額。第８条、棚卸資産の購入限度額は、１，０００万円と定める。

続きまして、予算の内容をご説明致します。５ページをお開きください。令和３年度知内町水道事業会計予算実施計画内訳書でご説明致します。

収益的収入についてご説明致します。１款水道事業収益が合計１億４，０５０万１千円であります。内訳と致しまして、１項営業収益１億１，８０３万６千円です。これは、１目給水収益、１節水道料金で１億１，７１０万円であります。これは、２年度の実績に合わせ給水量の減少を見込んだものであります。２項営業外収益が２，２４６万３千円になります。６ページをお開きください。３項特別利益、１目過年度損益修正益は２千円で前年度同額になります。

続きまして、７ページになります。収益的支出であります。１款水道事業費用で合計が１億３，９３８万９千円であります。内訳と致しまして、１項営業費用が１億３，２２７万１千円です。これは、１目原水及び浄水費が２，９６０万１千円です。主なものと致しまして、４節委託料で２，３９４万６千円。水道施設運転維持管理経費として労務費単価の増、新規業務の増、また薬品費の追加等により１，８４０万としております。また、水質検査、電気関係の保守点検でもあります。また、昨年度まで計上しておりました９節薬品費が４節の今、説明致しました水道施設運転管理費などに含めたことによりなくなっております。２目配水及び給水費が６５０万１千円です。主なものと致しまして、４節委託料で配水管の更新に必要な新管網図作成費及び部分的な漏水費調査合わせて４００万円程計上しております。３目総係費で２，６７５万１千円です。これは、職員の異動に伴い、１節給料から４節法定福利費が減額になったものです。また、１１節委託料で検針費を、先ほど説明致しました水道施設運転維持管理費に含めたことによる減額であります。

９ページになります。４目減価償却費が６，７０９万６千円です。これは、１節減価償却費で会計システム更新に伴う償却分の増額であります。５目資産減耗費２３２万１千円です。これは、１節固定資産除却費で令和３年度中に行われる工事、メーターの交換料等による除却による償却分であります。６目その他の営業費用は１節雑支出で１千円です。２項営業外費用合計で６１１万６千円であります。これは、１目支払利息、１節企業債利息で２６１万５千円であります。

続きまして、１０ページになります。３項特別損失で１目過年度損益修正損で２千円になります。あと４項予備費、１目予備費、１節予備費で１００万円です。これは、想定外の漏水への対応のため、昨年度使用なかったことから減額となっております。

続きまして、１１ページであります。１款資本的収入が合計で７２６万６千円です。これは、１項他会計補助金、１目他会計補助金２９５万６千円です。２項工事負担金、１目工事負担金、１節工事負担金で４３１万円です。これは、消火栓４基分の負担金であります。

続いて、１２ページになります。１款資本的支出が合計５，６３４万８千円です。１項建設改良費合計で４，３３２万４千円です。これは、１目浄水施設改良費、１節工事請負費２，３９８万円です。これは、毎年計画的に実施しております浄水場の電気設備更新費用であります。２目配水設備改良費、１節工事請負費で老朽化した前浜橋にかかります水管橋の更新工事として５６３万円計上しております。３目営業設備費９４０万４千円です。これは、１節メーター、新規２５３個、新設２６個分の製品代として７３１万円の計上であります。２節委託料として２０８万５千円です。これは、先ほど説明しましたメーターの交換料の委託費用であります。４目消火栓設置費は４３１万円で涌元谷地地区２か所、きらく地区１か所の更新費用です。浄水場の電気設備、前浜橋水管橋の更新、消火栓の設置箇所については、予算説明資料見出しナンバー６、建設水道課の資料９ページ、１０ページ、１１ページのご参照をお願い致します。２項企業債償還金、１節企業債償還金が１，３０２万４千円です。

続きまして、１３ページ、水道事業予定キャッシュ・フロー計算書をご説明致します。１の業務活動によるキャッシュフローは合計でプラス４，４３０万７千円となります。２の投資活動によるキャッシュフローは合計でマイナス３，２５２万８千円となります。

１４ページをお開きください。財務活動によるキャッシュフローはマイナスで１，３０２万４千円でございます。１の業務活動、２の投資活動、３の財務活動のキャッシュフローを

合計した結果、資金の減少額が１２４万５千円となり、資金期末残高見込額が３億８，９０６万９千円となります。

続きまして、１９ページをご覧ください。知内、湯ノ里、小谷石の３浄水所の維持管理業務について、維持管理技術の向上による安定的な水道水の供給体制を図る目的で、５年計画の実施に伴う債務負担行為の設定であります。事項と致しまして、知内町水道施設運転管理業務委託。限度額、７，６００万。当該年度以降の支払義務発生予定額、期間が令和４年度から７年までの４か年で、７，６００万になります。

なお、１５ページから１８ページ、また、２０ページ以降につきましては説明を省略させていただきますので、よろしくお願い致します。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

以上で、一括議題の１７議案の提案説明が終わりました。

お諮り致します。只今議題の１７議案について、議員全員による予算審査特別委員会を設置し、地方自治法第９８条第１項の規定による検査権を付与の上、これに付託して、審査終了まで審議することと致したいが、この取扱いにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議員全員による予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定致しました。

ここで、暫時休憩します。

◎　議　　長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

休憩中に令和３年度予算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、議長からそのことについて報告致します。

委員長に木村一君、副委員長に山田顕人君、以上のとおり選任することとし、委員会の構成は、そのように決定致しました。

お諮りします。予算審査特別委員会の議案審査のため、３月１１日から１２日にかけて休会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、３月１１日から１２日にかけて休会することに決定致しました。

● 散会宣言

◎　議　　長（伊藤政博）

以上で、本日の日程は全部終了致しました。

本日はこれにて散会致します。

どうもご苦労様でした。

（　散会　午後１時４１分　）